

平成30年度第1回米子市指定管理者候補者選定委員会 会議概要

1 日 時 平成30年10月3日（水） 午後2時開会

2 場 所 米子市役所本庁舎3階 第2応接室

3 出席者

委 員

高橋委員（委員長）、関委員（副委員長）、林委員、安田委員、湯原委員、和田委員

所管部局

塚田地域振興課長、中久喜観光課長、地域振興課職員、観光課職員

事務局

高眞総務部次長、総務管財課職員

4 会議概要

[1 開 会]

[2 総務部次長あいさつ]

[3 諮 問]

総務部次長が委員長に市長所管施設の諮問書を手渡し、選定委員会に対する諮問を行った。

[4 委員長あいさつ]

[5 運営方法確認]

選定委員会の所管事項・審議方法、会議の非公開、会議情報の外部漏洩の禁止、利害関係者との接触の回避について確認が行われた。

【質疑等】

（委員長） 肝心なところは、（会議の）非公開とか情報漏洩のあたりで、（会議情報を）外部に漏らしてはならないというようなことがメインになる。

（副委員長） 確認するが、市の最終的な（意思）決定が終わってから（会議の内容を）公開するのか。

（事務局） はい。市の最終（的な意思）決定とは、市議会へ（指定管理者の指定に関する）議案を上程するタイミングを指す。

[6 議 事]

(1) 指定管理者制度の概要について

事務局が、指定管理者制度の概要を説明した。

【質疑等】

（委員長） 昨年度は、（現行の指定管理者の）職員の雇用を求める選定基準があったが。

（事務局） はい。（現行の指定管理者の職員）全員を雇用する（意思がある）ということであれば、最高の（「優」の）評価をしていた。

(委員長) その選定基準をなくしたのであれば、今回は、職員全員が交代するということも起こり得るのか。(注：職員の雇用に関する選定基準の例示を廃止したということであり、各施設の管理業務の必要に応じて同様の選定基準を設定することは可能である。)

(事務局) 理論上は起こり得るが、今回は、現行の指定管理者がそのまま(今後の指定管理者の)候補者となる案なので(職員全員が交代するというようなことは起こらないと考えている)。

(委員長) 今回は、特にそういう問題はないが、(今後)複数の応募者の競合となった場合には、そういう(職員全員が交代するという)ことも起こり得るということで、そのことをもって(評定点が)減点されることはないという考え方でよいか。

(事務局) (職員の雇用に関する選定基準を設定しない場合は)はい。

(委員長) (例示している選定基準のうち)選定基準2の(3)「自主事業の内容は適切か。」と4の(1)「法人等の経営状況に問題はないか。」だけは10点満点にしているが、(その他の選定基準の配点5点の)倍の配点にした意味とか理由を説明してほしい。

(事務局) 4の(1)については、指定管理者制度導入当初、経費節減に重きを置いて制度を運用してきたことにより、これまでに一定の成果が上がっているが、そのことにより、法人本体の経営基盤や労働環境に悪影響を与えることが危惧される部分が強くなってきた。そういった意味で、法人本体がしっかりとした経営基盤や労働環境を有していなければ、安定的なサービス提供が実現しないということで、配点を厚くしている。また、2の(3)については、今回は自主事業を行わせない施設ばかりだが、(資料には)標準的な例として示している。自主事業というのは、指定管理者自らが企画して実施するものであり、(施設の設置に関する)条例に規定することによって、指定管理者からの様々な提案を求めるものである。そのような部分こそ民間のノウハウが強く発揮される部分であり、市の発想にはなかなかないものもあるため、他の項目よりも重視すべきであることから、配点を厚くしている。

(湯原委員) (選定基準による)評価には、絶対評価と相対評価があるわけだが、前回と今回で変わったものは何か。

(事務局) 前回までは、選定基準3の(1)「管理経費の節減が図られる見込みがあるか。」のほかにもう一つ、現行の指定管理者の職員の雇用に関する選定基準があり、この二点(の選定基準)について絶対評価を行っていたが、雇用に関する基準については、選定基準・評定票の標準的な例における例示を(今回から)廃止した。経費節減の基準については、今回からも同じ基準で絶対評価を行うが、(今後)施設(の特性)によっては、雇用に関する基準が必要と判断(されて設定)される場合があり、その際に絶対評価が行われるという可能性もある。

(委員長) 先ほどの説明で、所管部局が必要(又は不要)と認めた基準があれば、選定基準・評定票の(標準的な例の基準の)中からどれを外しても、何を入れてもよいということか。それとも、これは絶対外さないで評定するが、それ以外は外してもいいとかいう決まりはあるのか。

(事務局) (選定基準を追加・削除する場合) 所管部局は総務管財課に協議するということになっており、(その際に) あまり大幅な変更は認めるべきではないと思っている。今までの例では、(各選定基準の) 配点を変える程度のことはしていたが、新たな選定基準を設定した例はなかった。(選定基準を追加する必要があるケースとして) これまで想定していなかった問題への柔軟な対応や、今までにない新たな提案を求める場合の対応を想定している。(選定基準の設定について) 所管部局任せにすることなく、事務局である総務管財課がコントロールしながらやっていくつもりである。

(委員長) 所管部局の判断で選定基準を変更したという場合には、当然、選定委員会の中で説明があるということか。

(事務局) はい。

(2) 指定管理者候補者案選定対象施設について

ア【整理番号1】米子市弓浜コミュニティー広場

所管部局の総合政策部地域振興課が、指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法を説明した。

【質疑等】

(委員長) 先ほどの説明で、第1(多目的広場)だったか。人工芝で、(利用の)メインはサッカー。

(所管部局) はい。

(委員長) 屋外施設であるので、人工芝が傷んで、過去に取り替えなどしたことがあるか。

(所管部局) (使用していると) 人工芝がどうしても寝てしまうので、機械でそれを起こすような作業が主たる管理であるが、人工芝に埋め込んである散水施設があり、そのフタの部分(の人工芝)は、周囲と一体化していないのではがれてしまうということがあって、今年度1回、部分的な補修をしたということはある。

(所管部局) (人工芝の) 全面的な張り直しということはまだないが、行く行くはそういうことも必要になってくる。

(委員長) 人工芝を敷いてから、どれくらい経つのか。

(所管部局) 平成27年だったので、まだ3年か4年くらいである。一般的には10年くらいで張り直しを検討するということは聞いている。市としては、そのときには防衛省に修繕をお願いできないか、いろいろと協議させてもらっている。

(委員長) 市の物件であれば、ある程度金額の大きな大規模修繕は市の負担で行うが、この場合は、防衛省に(修繕の話を)持っていくわけか。

(所管部局) 先ほど説明したが、防衛省が施設の設置までを行い、設置した後の維持管理は市町村が行うというのが基本的なスタンスであって、今もそのような原則は変わっていない。委員長が言われるように、人工芝の張り替えというのはかなりの費用を要するので、基本原則にかかわらず、何とか防衛省にお願いできないかと続

けて要望しているところである。できるかできないか、はっきりとした返事はもらってないが、引き続き要望している。

(委員長) 10年くらいもつという話であれば、3年前に敷いたものが、これから5年(の指定期間)はもちそうか。

(所管部局) スパイクを使用するので、どうしても散水栓の部分に引っかかって(人工芝が)はがれる。やはり部分的な修繕は必要になってくるが、これは指定管理者が随時対応している。全面的な張り直しというのは、10年(経過する頃に必要)と聞いている。

(所管部局) ゴール前など使用頻度が高い部分は、すぐ修繕が必要になることもあるようだ。ここにはナイター設備はないが、夜も使用しているような施設であれば、7年くらいで(人工芝の張り直し)というケースもあったと専門業者から聞いた。大体は10年くらいというのが一般的であると聞いている。

(所管部局) 加えて言えば、米子市の体育施設の中に人工芝が張り付けてある施設というのがないと思うので、米子市としても、初めてこのような施設を補修するので、市外の事例などを確認しながら、今のところは(耐用年数が)大方10年くらいではないかというふうにみている。

(和田委員) 管理棟というのはないのか。

(所管部局) はい。管理棟はない。

(和田委員) 車庫というのとは何か。

(所管部局) 人工芝を起こす専用の乗用機械を入れる車庫であり、道具なども入っている。

(所管部局) 東屋は別として、上屋は、必要最小限で小規模のものしか設けていない。

(和田委員) 先ほど、草刈りが大変だという話があったが、作業する人が休憩する場所というのはどこにあるのか。

(所管部局) そういう施設は、正直ここにはなく、日陰が足りていない状況であるが、隣接の緑地部分の木陰を利用されたり、(指定管理者の)事務所が(広場から)7、800メートルと比較的近くにあるので、事務所に戻って休憩されたりしているようである。

(和田委員) 使用申請の受け付けというのは、どういうやり方なのか。

(所管部局) 基本的には、指定管理者の事務所に(利用者が)電話をかけることにより、受け付けされている。

(和田委員) 駐車場というのは、第1(多目的広場)のほう(にある)と言ったか。

(所管部局) (第1、第2多目的広場の)両端にある。

(和田委員) それを合わせて120台分ということか。

（所管部局）はい。

（和田委員）第２（多目的広場）の周囲は、ランニングなどで利用する所か。

（所管部局）はい。その中の土の部分がグラウンドゴルフなどで利用されている。

（和田委員）グラウンドゴルフの道具などは、どこに置いてあるのか。

（所管部局）市は道具の貸し出しをしていないので、利用者がその都度持ってくる。

（委員長）（指定管理者の）業務の範囲の中に、非常時における初動対応に関することとある。グラウンドゴルフで（利用者が）ケガをすることは、そうはないと思うが、サッカーやラグビーをやっていてケガをしたというときは、指定管理者の責任として、一時的な対応をするということか。

（所管部局）はい。そういう対応を（指定管理者に）してもらわないと、（市の）職員がそこ（広場）へ行くだけでも時間がかかってしまう。

（委員長）指定管理者の事務所が（広場から）７００メートルくらいということだが、そこには常時職員がいるのか。

（所管部局）事務所にいるか、広場にいますか、どちらかである。平日だと本業のほうもオープンしているのでだれかはいるが、休日は本業が休みなので、広場専門の職員しかおらず、器具の貸し出しなどで（事務所を）空けることもあるようだ。（職員が）広場にいないときに連絡が取れるように、（広場に）連絡先が掲示してあるし、事務所にいなければ、当然、広場にいますということなので、どちらかにはいるという態勢をとっている。

（委員長）ここ（第１多目的広場）を使われる人は、申し込みで電話をかけられた人だから、（連絡先が）分かると思うが。

（所管部局）第１多目的広場に関しては、使用許可がないと使えないので、当然、事前にそういうこと（連絡先）はご存知だと思うし、今、リピーターの利用者が多くなってきているので、（連絡先を）よくご存じの人が多いいというふうには聞いている。

（委員長）第２（多目的広場）のほうにしても、初めて利用される人はそんなにいないのではないか。

（所管部局）利用人数というのは、申請された利用人数であるが、今、サッカーの人気もあって、実際にはその応援に来る保護者や家族など、やはり初めて来る人もいるので、その人達への対応（連絡先の周知）というのは必要になってくる。

イ【整理番号２】米子国際会議場

所管部局の経済部文化観光局観光課が、指定管理者制度適用施設の概要・制度適用方法を説明した。

【質疑等】

（委員長）米子コンベンションセンターという大きな施設があって、その中の一部屋（国

際会議場）を米子市の負担で持っているという格好だが、ここ（国際会議場）だけを切り取って議論するのはなかなか難しいと思う。先ほどの説明にもあったように、（コンベンションセンター）全体としての説明をしてもらって、（その一部に）米子市も関わっているという話しかできない。

（林委員） 経済効果が４８億円あるというが、その内訳はどういうものか。

（所管部局）直接的な経済効果としては、コンベンションが開催されることによる来場者の入場料などもあるし、イベントの企画会社も関わってくるので、そこに対する経済効果もある。それに伴って、宿泊や飲食（による経済効果）といったこともあるし、（それらのすべてに関わる）運送（による経済効果）など、細かいところも含めて４８億円という数字になっている。

（林委員） それは、どこが試算したのか。

（所管部局） とっとりコンベンションビューロー（現行の指定管理者）が試算した。

（委員長） 後ほど話題になるが、私は（コンベンションビューローに）関係していて、毎年、経済効果の試算について説明を受けている。その年に開催したイベントの数や内容をみて、全国規模のイベントが多ければ、遠くから来た人が結構お金を使うが、地元の人はあまりお金を使わないし、５、６０億円になるときもあれば、４０億円を切るときもあったようだ。それにしても、直接、間接を含めて、一定の経済効果はあるという話は出ているようである。ただ、国際会議場だけで（経済効果を）生んだわけではないので、その辺りが難しいところだが、（コンベンションセンターを）一体として考えないといけないという話は、当然という感じはする。おそらく質問は、コンベンションセンター全体とかコンベンションビューローとしての質問にならざるを得ないと思う。

（和田委員） 当然だと思うが、県のほうが指定管理に出している（コンベンションセンターの主たる）部分も、コンベンションビューローを候補者として、市の案と同じような条件で選定するのか。

（所管部局） はい。県の方向性として、５年間の指定ということと、コンベンションビューロー（を候補者案とする）ということは決まっている。

（和田委員） 国際会議室等の（利用料）収入は１，８００万円となっているが、管理運営費というのは全体の経費か。

（所管部局） はい。（管理運営費は）人件費等も含んでいて、そこ（国際会議場の経費）だけを切り取って出すことができないので、全体の経費となっている。

（和田委員） 県と市の負担割合は、以前は１対１であったものが２対１になり、この２億８，９００万円（注：実際には、利用料収入などを差し引いた約１億８，３００万円。）を２対１で（鳥取県と）米子市が負担しているということか。

（所管部局） はい。

（和田委員） 国際会議場の利用料収入は１，８００万円だが、ビッグシップ（コンベンションセンター）全体の利用料収入というのは、年間どれくらいあるのか。

(所管部局) 9, 525万円。

(和田委員) これは、県と市に分かれて(県と市の収入として)入るのか。

(所管部局) これは、コンベンションビューロー側の収入となって、その足りない部分(収入)を指定管理料として2対1(で県と市が負担している)。

(湯原委員) 2対1というのは、最初から決まっていたのか。

(所管部局) 平成25年までは1対1であったが、どうしても米子市の負担が大きなものとなるので、(改めて)検討した結果、2対1という形になった。

(委員長) 国際会議場だけの損益を求めるために、タイムカードを使って職員の人数や時間を管理して、電気料金を計算するなどすれば、何とか推定はできるかもしれないが、とりあえずは全体を見ているという話だ。

(副委員長) 要望だが、県としての指定管理者(の候補者)が決まっているので、市としても基本的にはそれに追従するということは、スタンスとして当然そうならざるを得ないかと思う一方で、市として指定管理料という運営費を支払っているということは、独自にしっかりと発言し、改善に向けた提案や要望をしっかりとしていく必要があるかと思っている。特にそれ(発言など)が弱いと感じているわけではないが、今後の指定管理について、(コンベンションセンターの主たる部分が)県の施設なのでというような形で(県に)委ねたり任せたりせずに、せっくなので、市としてこの施設をどういうふうに活用したり要望することができるのかとか、改善提案ができるのかということは、(市の指定管理料の負担割合が)半々であった時代よりも、2分の1になったので遠慮することなく、スタンスとしてはしっかりと発言する必要があるかというふうに思っている。やはり、指定管理というのは、施設の運営のあり方について、(市が)しっかりと改善提案をしたり、発言をするということが前提になると思うので、その点、今後も続けてほしいと思っている次第である。

(3) 指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)について

事務局が、指定管理者候補者案(選定委員会諮問案)及び関係資料について説明した。

【質疑等】

(委員長) 一番最初(の説明)に、従前からの指定管理者の場合は、基本的には「普通」(の評定とする)ということで、点数は3点になるという話であった。これ(弓浜コミュニティ広場の選定基準・評定表)は4点(「やや優れている」の評定)又は2点(「やや劣っている」の評定)となっている項目があるが、(次回の)所管部局の説明のときにそれなりの説明があるのか。

(事務局) はい。

(和田委員) 選定基準・評定表の点数は、所管部局が付けた点数か。

(事務局) はい。

(和田委員) これ(選定基準・評定表)を見ると、90点満点で真ん中の「普通」という評

価だということか。今の法人（指定管理者）について、結構いい（評価であるように）説明されたと思うが、これまでの指定管理者としての業務内容は、よくやっているというわけではなくて、「普通」という評価になるということか。

（事務局） モニタリングの評価と、この選定基準・評定票の評価は別のものであって、モニタリングの評価は、確かに（両施設とも）A（「優良」）の評価があったりして、高い水準の管理運営がなされているという、これまでの実績の評価である。この選定基準・評定票の評価というのは、これまでの実績を「普通」（という評定）に置いて、それに比べて今後5年間の事業計画や収支予算がどうかという比較をする評定であるので、何か（比較の）基準を設けないといけないのだが、それは、どの施設も現行の指定管理者の管理水準を「普通」の3点に置くというルールでやっているの、このような評価にならざるを得ないということである。

（委員長） 和田委員が思われていることは、私が昔思ったことと同じことである。（現行の指定管理者が）一生懸命やっているのに3点（「普通」の評定）なのかという感じだが、これ（選定対象者）が1者しかなかったの、こういう格好になっているが、2者、3者があった場合は、現行の指定管理者をベースにして上か下かという評価をして点数を付けるようにしているので、（今回の評定も）相対的な標準点の形をとっているのではないかというふうに理解している。ただ、以前から事務局に改善したほうがいいのではないかとっているのは、例えば、今後の事業計画等に関して、新規参入の応募者はすごくいいことを言うわけである。大きな花火（計画）をたくさん上げて、とても受けがいい話をすると、5点や10点（「優」の評定）のほうに行って（高評価になって）しまう。現行の指定管理者は3点（又は6点の「普通」の評定）だけど、まだ実際に管理を行っていない応募者の計画というか、打ち上げ花火が大きい場合は、点数が行って（高評価になって）しまうのでおかしくないかというふうに以前から言っていたのだが、その辺りは、難しい問題なのかという感じはしている。新規参入の応募者はとてもいい話をするので、点数が良くなり過ぎないかということである。以前、余りにもいい点数なので、本当に（実現することが）できるのかと言って（議論した結果）、（評定を）下げてもらったこともあった。現行の指定管理者がとてもいい管理をしていても、とりあえず3点（「普通」）にランクされてしまうので、その辺りの兼ね合いが難しいというところはある。たまたま今回は1者しか出ていないので、そういうことは問題とならなかったが、次回以降、2者、3者が出てきた場合には、そういうことが問題となるような気はしないでもない。

[7 その他]

次回の会議は、10月16日（火）に開催することが確認された。

また、次回の会議では、米子国際会議場の指定管理者候補者案の審議の際に、当該候補者案としている公益財団法人とっとりコンベンションビューローに利害関係を有する高橋委員長は、当該候補者案の審議に加わることができず、さらに、高橋委員長の職務を代理すべき関副委員長は、次回の会議に出席することができないため、当該候補者案の審議の部分に限り、湯浅委員を仮議長とすることが決定された。

[8 閉会]